

平成30年 第3回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年9月7日
1. 開催場所 西予市議会第2委員会室
1. 開 会 平成30年9月7日
午前 9時00分
1. 散 会 平成30年9月7日
午前 11時10分
1. 出席委員
委員長 河野 清一
副委員長 小野 正昭
委員 宇都宮 俊文
委員 加藤 美香
委員 佐藤 恒夫
委員 宇都宮 明宏
1. 欠席委員
委員 藤井 朝廣
1. 出席説明員
(産業部)
産業部長(兼)生活福祉部産廃処理施設担当
部長 酒井 信也
経済振興課長 上口 等
経済振興課課長補佐 武内 幸希典
農業水産課長 三瀬 功
農業水産課課長補佐 山本 貢造
農業水産課課長補佐 面平 健一
林業課長 三瀬 計浩
林業課課長補佐 中城 多喜恵
1. 出席議会事務局職員
書記 田中 長治
1. 会議に付した事件 別紙のとおり
1. 会議の経過 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

- 議案第101号 西予市営土地改良事業分担金徴収
条例の一部を改正する条例制定に
ついて
- 議案第102号 愛媛県漁業信用基金協会への出資
金払戻請求権の放棄について
- 議案第106号 西予市営土地改良事業の施行につ
いて
- 議案第107号 西予市営土地改良事業の施行につ
いて
- 議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予
算（第5号）
- 陳情第1号 住宅宿泊事業法の条例化について
の陳情

開会 午前9時00分

○河野委員長

委員長が挨拶を行う。

○小野副委員長

次に、酒井産業部長より挨拶をお願いいたします。

○酒井産業部長

酒井産業部長が挨拶を行う。

○小野副委員長

それでは議案審査に移る前に、恒例でありますけれども注意を申し上げておきます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言をしてください。それでは、これよりの進行は委員長が行います。委員長、よろしく願いをいたします。

【林業課】

○河野委員長

それでは、議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）（林業課所管分）を議題といたします。三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬林業課長

それでは、議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）林業課所管分について御説明をいたします。補正予算書の25ページをお開きください。11款1項3目 事業概要の段でございますが、林業用施設災害復旧事業（現年度）、これに係ります補正予算について御説明をいたします。補正額は16億1501万6000円の増額でございます。7月3日から8日にかけての豪雨災害により被災をいたしました林道の機能回復を早期に図るため、災害復旧事業に係る経費を計上するものでございます。それでは事業内容について御説明をいたします。同じく25ページの1番下の行でございますが、11款1項3目の14節使用料及び賃借料、これにつきましては、今回、山腹崩壊により被災を受けた箇所につきまして、県営の事業となりますが、災害関連緊急治山事業により復旧するよう現在事業化に向けて進めている状況でございます。9月補正では、この治山事業において事業の対象とならない堆積した土砂、今後放置をすると下流に影響を及ぼすような土砂が堆積しておりますので、これにつきまして、撤去をする費用を市単独の重機借上料で対応するよう、借上料911万6000円を計上しております。今回、データのほうでも図面を配信しておりますが、図面のP

DFでございますが、1番の災害関連緊急治山事業という部分をご覧いただきたいと思います。写真で、山が崩れているところを掲載しておりますが、この分につきましてはイメージということで、ここに載せているわけですが、明間の四道地区の地すべり崩壊箇所でございます。赤い点線で囲っておりますが、今回崩壊した箇所。それから、青く崩壊の下流のほうに台形で入れておりますが、これもイメージということで、ここに緊急治山の土留工が入った場合に、これから下流部、人家側になりますが、この薄い水色で囲っておりますが、この分については県営の治山事業では対象とならない、土砂除けとかはしていただきませんので、この部分について、市の単独で、重機借り上げにより土砂を除けるように計画をしております。ここの市道の場合は、ちょうど下に人家、宅地と市道も一部ありますが、この黄色く囲っております部分については、現在建設課のほうで土砂撤去の準備を進めている状況でございます。この、水色の部分を今回計上させていただいております。箇所数につきましては、現在、県営治山で復旧する箇所16地区を予定しております。それでは、次に、補正予算書26ページをお開きください。11款1項3目15節の工事請負費につきまして御説明いたします。災害復旧事業の国庫補助対象となる林道35路線について、工事請負費16億50万円を計上しております。また、国庫補助対象とならない、市単独分につきましては、540万円を計上しております。工事費の合計が16億590万円となっております。同じく、これにつきましても図面と一覧表を配信しておりますが、林道災害一覧という分をご覧いただけたらと思います。林道災害復旧事業の内訳といたしまして、各地区に分けて載せておりますが、宇和地区が8路線、野村地区が13路線、城川地区が9路線、明浜地区が1路線、三瓶地区が4路線、合計で35路線を今回災害復旧事業として国の補助をもらうように、今計上して進めている状況でございます。同じく林道の位置図も付けておりますが、これもあわせてごらんいただけたらと思います。これ以外の、公共性にかからない小さい分につきましては、7月の補正で御決定をいただきました分について対応するように、いま順次事業も進めておる状況でございます。それでは、続きまして、歳入予算について御説明をいたします。補正予算書11ページをお開

きください。11款1項2目 農林水産施設災害復旧費分担金、説明の欄でございますが、林業用施設災害復旧費分担金、補正額は8517万円の増額となっております。これにつきましては、先ほど25ページから26ページにかけての林業用施設災害復旧事業費の特定財源として充当をされます。同じく、11ページ13款1項5目の負担金、農林水産業施設災害復旧費国庫負担金、これにつきましては8億550万円の増額となります。同じく25ページから26ページにかけましての林業用施設災害復旧事業（現年度）の特定財源として充当をされます。続きまして、補正予算書14ページ、20款1項11目2節 農林水産業施設債、補正額は7億980万円の増額となっております。同じく、25ページから26ページにかけましての林業用施設災害復旧事業（現年度）の特定財源として充当されます。以上で、林業課所管に係ります9月補正予算の内容説明を終わります。御審議のほどをよろしく願います。

○河野委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○加藤委員

25ページの補正予算なんですけれども、重機借り上げということですが、西予市で重機を借り上げることができる業者が何件ぐらいあって、どういふところがあるのかを教えてください。

○三瀬林業課長

重機を借上げる業者でございますが、現在各地区の建設業者さん、それぞれ重機については、リースの事業者もあろうかと思いますが、持たれておりますので、この重機借り上げにつきましては市のほうから、今回計上しておる部分につきましては市のほうから各業者に依頼をしまして、重機を借り上げて治山の工事と併せまして土砂を撤去する計画でおります。重機についてはもうそれぞれの業者も持たれておりますので、数字につきましてはちょっと今正確な数字を把握しておりませんので、後でお伝えをしたらと思っております。

○佐藤委員

土砂撤去費用のところ、説明があった部分で16箇所撤去の予定をされているという説明があったんですが、この16箇所をちょっとわかれば教えてください。

○三瀬林業課長

先ほど図面をちょっと載せておったんですが、出しておりませんでしたので。図面のほうの②の「緊急治山の位置図」というのを載せておりますので、これをちょっとお聞きいただいたらと思います。この部分に位置図として載せております。宇和地区におきましては、現在避難指示が出ております岩木地区、それから明間地区におきましては上成になる3箇所、それから四道、さきほどの1箇所、それから板ヶ谷、それから岡山、倉谷、この地区が宇和地区の箇所になっております。あと、野村地区におきましては、野村の深山に2箇所。それから富野川、平野の箇所でございます。城川地区におきましては、遊子谷、高野子、それから下遊子。下遊子は、ちょっと箇所が後から確認したということで、ここに載せておりませんが、下遊子もう1箇所これに加わりまして、16箇所となっております。野村の長谷がいま、一つ、ちょっと抜けておりましたので。明間地区の上成は、ちょっと括弧で書いておりますが、1と3がこの同じ地区に入っておりますので。それと深山も2箇所ございます。16箇所です。

○小野副委員長

町別で構わんから、例えば宇和町何箇所、明浜何箇所ということで計何箇所、というふうにならうとわかりやすく説明してください。

○三瀬林業課長

ただいまの箇所でございますが、宇和地区が8箇所、野村地区が5箇所、城川地区が3箇所、合計16カ所です。

○河野委員長

ほかに質疑ありませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）（林業課所管分）については、原案に賛成の委員の挙手を求めます。（賛成者挙手）

○河野委員長

挙手全員によりまして、当委員会としましては、原案どおり可決することに決しました。暫時休憩いたします。（休憩 午前9時21分）

【農業水産課】

○河野委員長

再開いたします（再開 午前9時33分）

それでは、続きまして議案第101号 西予市営

土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬農業水産課長

おはようございます。農業水産課三瀬でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第101号 西予市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。今回の補正は、本条例に引用しております土地改良法の一部が改正されましたことによりまして、条項のずれが生じております。法第113条の2に、土地の共有者等の取り扱いという項目があらたに規定されたことによりまして、当条例に引用してございました工事の完了等の場合の広告等、これが113条の3と、ずれが生じたものでございます。よろしく御審議、御決定お願ひ申し上げます。以上でございます。

○河野委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。それでは、以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第101号 西予市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案に賛成の委員の挙手を求めます。（賛成者挙手）

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

続きまして、議案第102号 愛媛県漁業信用基金協会への出資金払戻請求権の放棄についてを議題といたします。三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬農業水産課長

それでは、議案第102号 愛媛県漁業信用基金協会への出資金払戻請求権の放棄について、御説明を申し上げます。愛媛県漁業信用基金協会は、大規模災害に対応できる経営基盤の強化を図るため、平成31年4月に全国漁業信用基金協会と合併することとしております。しかしながら、合併には、平成29年3月末現在での、8億3700万余りの繰越欠損金を解消する必要があります。愛媛県及び関係14市町、愛媛県漁業協同組合連合会、愛媛県信用漁業協同組合連合会からの出資金に対しまして、32.112%の割合で算出されました額を減資を行いまして、その減資分を、払戻請求権を放棄することで、繰越欠損金に充てる計画といたし

ております。本市につきましては、出資金2270万円のうち、730万円の払戻金を放棄することになることから、本議案としての議決をお願いするのでございます。よろしくお願ひいたします。

○河野委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第102号 愛媛県漁業信用基金協会への出資金払戻請求権の放棄について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。（賛成者挙手）

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

続きまして、議案第106号 西予市営土地改良事業の施行について、それと議案第107号西予市営土地改良事業の施行について、以上2議案につきましては関連が深い一括で説明を求めるとし、しかる後に質疑を行い、一議案ずつ採決を行うこととしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい、それでは異議なしということで、それでは三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬農業水産課長

それでは、議案第106号並びに107号につきまして、一括しての御説明を申し上げます。本案は、平成30年度の1箇年計画で宇和町久枝地区におきまして農地耕作条件改善事業を行うものでございます。また、もう1件は平成30、31年度の2箇年計画で、宇和町坂戸地区におきまして、県単独土地改良事業をそれぞれ施行することと、計画をいたしております。それに伴いまして、西予市営土地改良事業施行規則第5条の規定により、その事業の概要について議会の議決を求めるとでございます。事業内容につきましては、いずれも老朽化した用排水路の整備を行うものでございます。久枝地区は、用水路工100メートル、概算事業費650万円。坂戸地区は開水路工213メートル、概算事業費2500万の計画でございます。この改修によりまして、水管理の省力化、維持管理費の低減及び生産性の向上を図ろうとするものでございます。以上2議案、よろしく御審議御決定をお願いいたします。

○河野委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより2議案一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

○佐藤委員

106号107号、両方ともが用水路の整備ということで出ておるんですが、この用水路、両方、大体どのくらいの年月が経っているんでしょうか。

○河野委員長

暫時休憩します。(休憩 午前9時43分)

○河野委員長

再開いたします。(再開 午前9時45分)

○三瀬農業水産課長

先ほどの、両水路の建築年の御質問がございました。建築年の正式な年度についてはちょっと手元の資料もございません。ただ、久枝地区におきましては基盤整備をした時点でのコンクリ水路になっているというふうに認識をいたしております。また、坂戸地区におきましては土水路でございますので、かなり古い時代の水路というふうに認識しております。以上でございます。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。それでは、一議案ずつ採決を行ってまいります。お諮りいたします。議案第106号 西予市営土地改良事業の施行について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。(賛成者挙手)

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

続きまして、議案第107号 西予市営土地改良事業の施行について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。(賛成者挙手)

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

続きまして、議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第5号)(農業水産課所管分)を議題といたします。三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬農業水産課長

それでは、議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第5号)のうち、農業水産課所管

分について御説明を申し上げます。歳出から御説明をさせていただきます。補正予算書21ページをお願いいたします。6款1項3目 農業振興費でございますが、これは上下水道課所管でございますので、説明は割愛させていただきます。次に、5目農地費でございますが、99万9000円を増額補正するものでございます。財源は国費54万9000円、地方債20万円、負担金及び分担金22万5000円でございます。補正の理由でございますが、基盤整備促進事業、宇和町久枝地区の水路改修工事におきまして諸経費率の増加による工事費の増額が発生し、今回の増額補正になったものでございます。続きまして、25ページをお願いいたします。11款1項1目の農地災害復旧費でございますが、9億6185万円を増額するものでございます。財源は国庫支出金3億6975万、地方債2億9580万、分担金及び負担金7395万円となっております。補正の理由は、農地災害復旧事業(現年度)分といたしまして、さきの平成30年7月豪雨災害を受け、農地災害805箇所、被害額14億7900万円に対応した公共災害及び市単独災害事業の復旧費を計上したものでございます。明浜地区におきましては約300箇所、ミカン園地の崩壊が主なものとなっております。俵津地域など、広範囲な被害となっている状況でございます。宇和地区は97箇所、水田への土砂流入あるいは畦畔崩壊などが発生をいたしております。野村地区は218箇所、同じく土砂流入・畦畔崩壊などを把握をいたしております。城川地区は171箇所と同じように、土砂流入・畦畔崩壊など確認をいたしております。三瓶地区は19箇所、ミカン園地の崩壊が主なものとなっております。今回の災害におきましては、激甚指定となっておりますので、補助率が上乘せになる予測はできますけれども、現時点では、補助率の確定がなされておられません。今回の補正予算につきましては、通常の補助率で計上いたしまして、今月から、年明けに向けての査定を順次受けまして、復旧工事の着手に早期に取り組む計画としているものでございます。次に2目でございます。農業用施設災害復旧費26億9735万円を増額補正するものでございます。財源は国庫支出金13億4842万5000円、地方債5億8080万円。分担金及び負担金1億4521万5000円となっております。農業用施設災害復旧事業(現年度)分は、同じく先の豪雨災害を受け、農業用施

設災害785箇所、被害額41億4900万円に対応をした公共災害及び市単独災害時用の復旧費を計上したものでございます。明浜地域におきましては、約259箇所、農道とモノレールの被害、これが180箇所、ほか水路等の被害を把握いたしております。宇和地区は98箇所です。水路・頭首工、ため池、農道などがございまして。野村地区は201箇所、農道、水路、頭首工、ため池など。城川地区は166箇所、農道、水路、頭首工など。三瓶地区は61箇所、農道がほとんどという状況になってございます。なお、明浜地区で甚大な被害となっておりますモノレールの復旧につきましては、今回の被害全ての事業費を計上いたしておりますけれども、個人施設などにつきましては、公共災害に対象にならないと。この事業費につきましては、別の被災農業者向け経営体育成支援事業での申請換えを予定をしておるところでございます。次に26ページをお願いいたします。5目 漁港施設単独災害復旧費5000万円の増額補正でございまして。全額地方債対応でございまして。明浜大早津海岸におきまして、先の7月豪雨災害を受けまして、河口の埋塞及び養浜施設が延長50mにわたり流出したものでございます。この災害は、公共災害とはならないことから、漁港施設単独災害として復旧するものでございます。続きまして歳入のほうを御説明申し上げます。11ページをお願いいたします。11款1項1目 農林水産業費分担金でございまして、22万5000円を増額いたします。先に説明しました宇和町久枝地区水路改修工事に伴う、工事費の増額分に対する分担金を増額いたします。2目 災害復旧費分担金、3億433万5000円のうち、説明欄にございまして農地災害及び農業用施設災害復旧事業に伴う分担金、2億1916万5000円を計上しております。次に13款1項5目 災害復旧費国庫負担金につきましては、2節の右欄説明でございまして、農地農業用施設災害復旧費の国庫負担金17億1817万5000円を計上して、今年度の農地農業用施設災害復旧事業に充当するものでございます。次のページ、12ページでございまして。13款2項3目 農林水産業費国庫補助金、これにつきましては54万9000円でございますが、宇和町久枝地区の事業、農業基盤整備促進事業に充当するものでございます。以上で、農業水産課所管に係ります補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議、御決定のほどよろしく願います。

たします。

○河野委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

○宇都宮俊文委員

特に今回、明浜の被害がひどかったということで、夕べ、その前と2日間にわたって本庁から酒井部長はじめ面平課長補佐、5名の方が来ていただいて細かく説明していただきました。農家も大分内容はわかったということで、特にモノレールの関係が進み出したかなと思っております。それで、モノレールの件はいいんですが溝・川なんです。川も県の管轄の部分があって、その上に小さい、畑の中に溝があります。この境が、どこまでが県の管理なのか。個人が管理するものなのか、当然私自身もわかってないところもありますし、農家にとってみたらわからないんですよ。もう山の上まで小さい30センチ50センチぐらいの溝があって、細かく調べるとそこも県の管理だったりとかいうところがあったり。当然、その個人所有のものであれば個人が対応するのが当たり前なんですが、今回の場合はもう、そういうところ全部土砂がたまって個人の手じゃ対応できないところがあります。それについて、支所のほうにやっぱり問い合わせがあって「これやってくれ」と言ったら「それは個人が対応してくれ」というような対応になつてくるんですが、よく調べてみますと、例えば国道から土砂が流れ込んでその水を潰してしまったとか、個人所有の畑の中でもそういう状況で、農道から土砂が流れてそこが埋まった、それが「個人が対応するんか」、というようなことはかなり出ております。そこら辺で、やはり今回はもうこういう事情なのでなるべく予算組みしてもらって、もう少し、いま何百箇所も出ておりますが、細かく調べればかなりあります。その中に、溝の中にモノレールが埋まるといったところがありますので、そこら辺、今後多分まだまだ補正して対応してもらわないけんとは思いますが。その辺のところは、どのようにお考えか、言ってもらえればと思います。

○三瀬農業水産課長

只今の宇都宮委員の質疑でございましてけれども、今回の豪雨災害、委員おっしゃるように土砂の流入堆積、これが大きな災害となっております。家屋等への土砂の流入もございまして、農地、林

地、道路、水路、いろんなところに土砂の流入がございます。この災害を受けまして、市といたしましては、あらゆる土砂の流出に対して、対応をしていくべきだという判断でもちまして、それぞれの部署でもってこの土砂の堆積・撤去については対応をすべきというふうに、考えております。特に、先ほどおっしゃいました河川関係につきましましては県の管轄、市の建設課の管轄、農業用施設としての管理すべきもの、個人が管理すべき小さな水路まで多岐にわたっておりますので、その辺は関係機関、県も含めて十分な連携をとって地元の皆さん方と密接なお話し合いの中で適切な処理ができるように、特に農地につきましましては今回の公共災害あるいは市単独災害、あるいは地元の交付金等を活用した地元の作業等で撤去作業をしていただくというふうな事業を進めてまいっておりますし、今後、そういう災害復旧事業等での対応をしていきたいというふうに考えております。

○宇都宮俊文委員

ありがとうございます。繰り返しですが、本当やっぱりこれ一緒の対応が本当に大事なと思っております。今回のような場合、農家も当然であれば小さい溝の土砂とか自分らでのけるんですが、やっぱり対応できないということなんで、できる限り細かい対応をしていただいたらと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○河野委員長

ほかにありませんか。

○小野副委員長

26ページの5目の漁港施設単独災害復旧工事ですらいな。大早津海岸の場所なんですけど、漁港の範囲は、私は、あそこは高山漁港だと思うんですが、漁港の範囲はどこからどこまでなっとるんですか。まず。

○山本農業水産課長補佐

只今の質問にお答えいたします。この被災したところは高山漁港となっております、高山漁港となります。高山漁港は宮之浦の岩井がありますが、その境から、この被災のあった大早津海岸の300m行ったところが高山漁港の境となっております。

○小野副委員長

300メートル手前、それとも宇和島側。

○山本農業水産課長補佐

宇和島側です。

○小野副委員長

正確には場所どこですか。

○山本農業水産課長補佐

字としては高山です。それで宇和島よりが明浜町高山で、田之浜側の漁港境が明浜町宮之浦となっております。以上です。

○河野委員長

ほかございませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第108号 平成30年度 西予市一般会計補正予算（第5号）（農業水産課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。（賛成者挙手）

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩といたします。（休憩 午前10時05分）

【経済振興課】

○河野委員長

再開いたします（再開 午前10時19分）

それでは、続きまして議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）（経済振興課所管分）を議題といたします。上口課長の説明を求めます。

○上口経済振興課長

議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）のうち、経済振興課所管分について説明させていただきます。歳出について説明させていただきます。予算書21ページをお開きください。7款 商工費、1項 商工費、5目 商工観光施設管理費の3事業の増額につきましては、7月豪雨災害を受けて緊急に取り組む必要がある災害復旧に要する経費を計上しております。明間観音水維持管理事業367万2000円につきましては、被災しました遊歩道及び遊水口の土砂撤去、駐車場横のトイレ修繕に伴う工事請負費を計上しております。商工観光施設維持管理事業（城川）224万1000円につきましては、被災しました城川町嘉喜尾の杉之瀬公園の公衆便所の外壁塗装、トイレブースの設置、洋式便器3基、子供用小便器1基、電気施設等改修に伴う工事請負費を計上しております。宝泉坊ロジ管理事業113万2000円につきましては、被災しましたロジ本館の電話機基盤及び1階ラウンジのエアコン室外機の故障の修繕に伴う指定管理施設改修等負担金を計上しており

ます。続きまして、24ページをお開きください。10款 教育費、6項 文化振興費、5目 文化の里振興費、米博物館管理運営事業3202万3000円の増額につきましても、7月豪雨災害を受けて緊急に取り組む必要がある災害復旧に要する経費を計上するものであります。米博物館の敷地土羽、及びコンクリート擁壁にクラックが入り崩壊の危険性があり、住民の安全を最優先に考え、仮設防護柵設置に伴う工事請負費に2576万3000円及び敷地の地質調査設計委託料に626万円を計上するものであります。文化の里諸施設管理運営事業62万1000円の増額につきましては、6月に発生しました大阪北部地震でのブロック塀の崩落事故を受け、文化の里諸施設を点検した結果、末光家住宅に2箇所あるブロック塀の評価点が55点以下で注意が必要と判定されました。これを受けまして、市道側のブロック塀は撤去し、大和塀を設置するとともに、敷地内のブロック塀は補強する工事請負費を計上するものであります。なお、明間観音水維持管理事業、米博物館管理運営事業の2件の工事及び地質調査設計委託につきましても、特に緊急を要することから予算流用を行い、工事調査に着手させていただいております。以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○河野委員

上口課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○小野副委員長

3点ほど聞きたいんですけどもね、まず1点ずつ説明・答弁してもらったと思うんですが。観音水の遊歩道のいわゆる維持管理事業ですが場所はどこですか。

○上口経済振興課長

小野議員の御質問にお答えさせていただきます。遊歩道につきましては、観音水の入り口から遊水口の所までの間の遊歩道が被災をしております。以上、答弁とさせていただきます。

○小野副委員長

当然、豪雨のときですから、今年の正直言うて地区の老人クラブですか、老人会ですかがしております流しうめん、これも当然営業停止ということで、やむなくに至ったと思うんですけども、やはり老人方にとっては唯一の精神的な支えにもなっていると思うんですよ。その利益はさ

ることながら、やはり人のお役に立つとということですので早急な対応をしていただき、来年度には必ずそれが再開できるような努力を是非していただきたいと思います。それから2番目の質問ですけども、これは24ページ、米博物館管理運営事業で3202万3000円を計上され、うち工事費が2563万3000円だという説明がありましたけどね。私の記憶では3年ほど前にこの擁壁が危ないので工事したという記憶があるんですよ。その箇所なんですか。また、違う箇所なんですか。まず、お聞きします。

○上口経済振興課長

小野議員の御質問に対してお答えさせていただきます。平成26年度に一度クラックが入りまして、その補修工事を行っております。箇所につきましては、26年にクラックがいった場所プラス、新たに、ちょうど北側になりますけれどもそちらに広くクラックが入っております。以上答弁とさせていただきます。

○小野副委員長

今、26年度のクラック、プラス新たにと言われましたけども。新たにいうのはそれ仕方がないことですけどね、一度修理したところが26年なんで、はや今度3年か、たまたままたクラックが入って新たに2500万もかけて工事をせないかんというのは、失礼な話ですけども、さあ、設計ミスだったのか工事ミスだったのか。余りにも早過ぎると思うんですよ。その辺、今回十分監督をしていただいて、こういうことのないようにしていただきたいなど。これも答弁要りません。それから3番目の質問ですけどもね、ブロック塀が崩壊したので大和塀ということの説明でしたが、大和塀というのはどういうことなのか、まず答弁をお願いします。

○上口経済振興課長

小野議員の御質問にお答えをさせていただきます。大和塀につきましては、伝建地区内に末光家住宅がございます関係で、修景基準っていうのを市で決めておりまして、伝建地区内に施設の修繕とか新設をする場合に、塀を設置する場合につきましては建造物等の周辺の特性に合わせるということで、大和塀を設置するというふうに基準で決められておりますので、今回、ちょうど市道側に面する部分のブロック塀につきましては、大和塀を設置するように考えております。以上答弁とさ

せていただきます。

○上口経済振興課長

失礼しました。大和塀はこのようなことになっております。(写真を提示) 中学校の塀とおなじものです。これを大和塀と言います。以上、答弁といたします。

○小野副委員長

何故それを聞いたかといいますとね、やはり先ほど言いました景観的なものがありますんでね、大和塀というのは大体想像がついたんですよ。それで、景観的にもふさわしいし、それからどういいますかね、崩壊もしにくいというふうなことで、それはいいんじゃないかなどこのように考えております。ただ、これ関連的になりますし、所管外になりますけども、部長ね、今度そういう部課長会議があったときには教育委員会のほうでブロック塀の点検でブロック塀の修復箇所が出ておりますがね、これは地元産材を使う上においても、木造でそういう大和塀に切りかえたほどです。かえって児童の安全にもかかわるし、費用的にも安くつくし、そしてまた景観もいいんじゃないかなどこのように私考えますのでね、ぜひそういう各所管の連絡事項のときには「そういう意見が出たよ」ということはぜひ伝えとってください。

○河野委員長

ほかにありませんか。

○加藤委員

今ほどブロック塀の点検ということでしたが、その点検には何か点数とかが付いているようですが、具体的にブロック塀の点検でどういうものがだめというなことを、ちょっと教えていただきたいんですが。

○上口経済振興課長

加藤議員の御質問にお答えさせていただきます。こちらが建築基準法に基づいたブロックの点検表になっておりまして、全部で17項目の点検項目がございます。まず、建設後の年数であるとか、高さ、使用状況、塀の位置等ございまして、あと、全体の傾き、ひび割れ、あとぐらつきがあるかどうかとか、こういった項目17項目に対して点数を付けて評価・判定をされております。以上、答弁とさせていただきます。

○加藤委員

先ほど55点とかいうような感じのことをおっし

やっていたみたいなんです、その点数というのはもうそれ以下だったらだめ、ということなんですか。

○上口経済振興課長

点数の区分につきましては、70点以上が「安全」です。そして「一応安全です」が55点から70点。そして、「注意が必要」が40点から55点、40点以下は「危険です」という区分になっておりまして、末光家住宅の二つのブロック塀につきましては、47.6点と、45.5点ということで、下から2番目の「注意が必要」ということで、今すぐ危険ということではないんですけれども、専門家の意見を聞いて対応すべきという回答・判定になっておりますので、今回そういった地区にございませぬので、危険という結果が出ておりませんが、改修したほうがいいということで予算計上をさせていただいております。以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮明宏委員

米博物館の、これ、擁壁の修理なんですけれども、これに関しまして現在ブロック塀ですよ。ブロック擁壁。あれ、僕も詳しいことを、専門家でないんでいまいち判断できにくいなんですけれども、今回の災害でミカン畑を見て回ったときに、石垣のそこはあんまり壊れていないですよ。今後の研究課題として、あそこは盛り土なんで、やっぱり下に民家もたくさんありますし万が一のことを非常に心配してるわけなんで、石垣積みとブロック塀と、その強度を、これ答弁要らないんですけれども、やっぱり研究していただいて、そこらを市の全体としての取り組みとしてそこら研究をお願いしたいなと思っておるんですけれども。

○河野委員長

暫時休憩いたします。(休憩 午前10時33分)

○河野委員長

再開いたします(再開 午前10時41分)

○佐藤委員

先ほど小野副委員長からも、明間の観音水のことと早期に対応をお願いしたいというふうなことで言っていておったんですが、大体観音水の着手をしていただいて、でき上がりっていうのは課長のほうでどのくらいな予定をなされているかをお伺いをいたします。

○上口経済振興課長

佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます

す。工期につきましては、10月末を予定しております。なるべく早く完成させたいというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

○加藤委員

24ページの米博物館管理運営事業のどこなんですけれども、米博の保護擁壁などが壊れて今改修されていると思うんですが、その関係で雑巾掛けレースなどができないことになっておりますが、いつ改修が行われ完成される予定なのかをお聞きいたします。

○上口経済振興課長

加藤議員の御質問にお答えさせていただきます。現在、調査測量設計を行っております。早ければ10月ぐらいには実施設計が完成するのではないかなというふうに考えておまして、その後に予算のほうを計上させて、補正予算等で計上させていただきたいというふうに考えております。完成につきましては、やはり利用客の多い夏場、来年の8月までには完成をさせたいというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

○河野委員長

ほかありませんか。

○河野委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時43分）

○河野委員長

再開いたします（再開 午前10時46分）

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）（経済振興課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。（賛成者挙手）

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時47分）

【陳情審査】

○河野委員長

再開いたします（再開 午前11時00分）

それでは、陳情第1号 住宅宿泊事業法の条例化にあたっての陳情について審査したいと思います。本件につきましては、御承知のとおり継続審査案件となっております。各自、資料を先般渡し

ておりますが、読み込んでいただいております。一旦、暫時休憩として自由討議を行い、意見を調整していきたいと思っております。

○河野委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時01分）

○河野委員長

再開いたします（再開 午前11時05分）

本件につきましての御意見がございますか。

○宇都宮明宏委員

これ、参考資料を読まさせていただきます。現在、日本が置かれている立場、東京オリンピックを見据えて、民泊等によっての内需拡大ということで、やっぱり、いろいろ外国から来ていただく方を増やさなければならないということは理解できるんですけども、ただこの陳情によりますと、これをそのまま採択してしまうと、そこで、営業についていろいろ上から網掛けをしようという面が出てくるんじゃないかというふうに心配しております。そういう意味では、この陳情の趣旨は理解できるので趣旨採択にするべきだと私は考えます。

○河野委員長

ほかの御意見はございませんか。

○小野副委員長

いま宇都宮委員が言われたとおりだと私も理解をします。それと同時にですね、やはり愛媛県も条例の予定はないということですし、他の自治体も机上配布が多いというふうなこともあり、やはりこれは不安材料があるんじゃないかなと懸念をいたします。そこで、やはり宇都宮委員が言われましたように、私も趣旨採択が妥当ではないかなとこのように思います。

○河野委員長

趣旨採択が妥当ではないか、という意見が多数を占めておりますが、ほかにご覧いただけますか。ないようでしたら、それでは、本陳情に関して、趣旨採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。（賛成者挙手）

○河野委員長

全員挙手により、当委員会としては本件を趣旨採択とすることに決しました。

○河野委員長

それでは、本日予定されておりました議案審査が終了いたしましたので、これにて平成30年第3回定例会産業建設常任委員会を散会といたします。

す。

散会 午前11時10分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長